

First for You
あなたとともに

第120期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月28日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

宇都宮市文化会館 小ホール
栃木県宇都宮市明保野町7-66

※昨年より株主総会の会場は上記のとおり変更しております。末尾の案内図をご参照願います。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から株主総会へのご出席に際しましては、**感染防止**にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、**感染防止のための措置**を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



Provided by TAKARA Printing

招集ご通知をスマートフォン・タブレット
端末・パソコンからご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8550/>



株主総会にご出席の株主様へのお土産配布はごさいません。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

TOCHIGI 栃木銀行

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 **栃 木 銀 行**
取締役頭取 **黒 本 淳 之 介**

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第120期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト <https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、議決権行使についてはご出席の他、「議決権行使等についてのご案内」(2頁)のとおり、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、2023年6月27日(火)午後5時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 宇都宮市文化会館 小ホール
栃木県宇都宮市明保野町7-66
3. 目的事項
報告事項 (1) 第120期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
(2) 第120期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

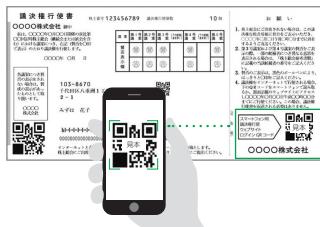
以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

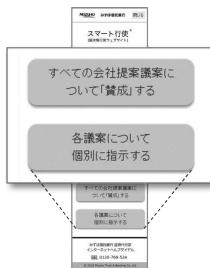
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

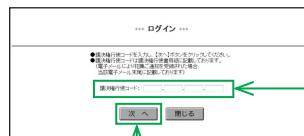
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

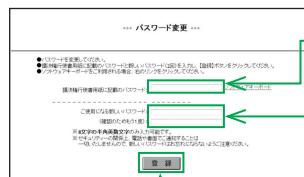
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

1. インターネット等による議決権行使について

(1) QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- ・当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へアクセスしたうえで、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただきます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 行使期限は2023年6月27日（火曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

- (4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用出来なくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことが出来ます。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 代理人による議決権行使について
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 重複行使の取扱い
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の不統一行使
議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、その旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

1. オンデマンド配信期間

2023年7月3日（月曜日）～2023年10月2日（月曜日）

※配信開始は状況により遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2. 視聴方法

- (1) 上記配信期間中、当行ウェブサイト内の「株主・投資家の皆さまへ」（下記URL）にアクセスのうえ、「第120期定時株主総会の模様（動画配信）」をクリック（タップ）してください。

<https://www.tochigibank.co.jp/investment/>



3. ご注意

- ・配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。
- ・お使いの機器やインターネット環境等によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合や、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主様の容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第120期の期末配当につきましては、足元の収益環境および当行の中長期の利益水準を保守的に踏まえる中、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金 銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 3円

総 額 315,282,602円

なお、第120期の中間配当金として3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は6円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日（木曜日）

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役黒本淳之介、猪俣佳史、富川善守、砂山直久、仲田裕之、亀岡晶子、関根淳、大谷恭久の8名が任期満了となります。

また、取締役近藤浩は、2023年6月28日付で退任いたします。
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会 出席状況
1	黒本 淳之介 再任	取締役頭取 (秘書室(東京事務所を含む)、監査部、経営戦略室担当)	12/12回 (100%)
2	猪俣 佳史 再任	取締役副頭取 (リスク統括部、事業支援部、審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部担当)	12/12回 (100%)
3	富川 善守 再任	常務取締役 (営業統括部、個人ローン部、法人営業部、金融サービス部担当)	12/12回 (100%)
4	砂山 直久 再任	取締役 営業統括部長委嘱	12/12回 (100%)
5	仲田 裕之 再任	取締役 経営企画部長委嘱	12/12回 (100%)
6	大橋 重信 新任	執行役員 越谷支店長	—
7	亀岡 晶子 再任 社外	社外取締役	12/12回 (100%)
8	関根 淳 再任 社外	社外取締役	11/12回 (91%)
9	大谷 恭久 再任 社外	社外取締役	12/12回 (100%)



候補者番号

1 くろもと じゅんの すけ
黒本 淳之介 (1958年7月3日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2011年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
- 2014年6月 当行常務取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
- 2015年6月 当行専務取締役
- 2016年6月 当行取締役頭取（現任）
（秘書室（東京事務所を含む）、監査部、経営戦略室担当）

■ 所有する当行の株式数
55,400株

取締役候補とした理由

1981年4月当行入行、小山支店長、人事部長、経営企画部長を歴任、2011年6月取締役に就任し、2016年6月より取締役頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

2 いの また よし ふみ
猪俣 佳史 (1959年9月2日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2013年6月 当行取締役法人営業部長委嘱
- 2015年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
- 2017年6月 当行常務取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱
- 2018年6月 当行常務取締役
- 2019年6月 当行専務取締役
- 2022年6月 当行取締役副頭取（現任）
（リスク統括部、事業支援部、審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部担当）

■ 所有する当行の株式数
49,000株

取締役候補とした理由

1983年4月当行入行、陽東桜が丘支店長、今市支店長を歴任、2013年6月取締役に就任し、2022年6月より取締役副頭取を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
14,500株

候補者番号

3

とみ かわ

富川

よし もり

善守

(1962年4月28日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年3月 金融サービス部長
2018年6月 法人営業部長
2019年7月 執行役員法人営業部長
2021年6月 当行取締役法人営業部長委嘱
2022年6月 当行常務取締役（現任）
（営業統括部、個人ローン部、法人営業部、金融サービス部担当）

取締役候補とした理由

1985年4月当行入行、せんげん台支店長、兵庫塚支店長、氏家支店長、本店営業部副部長、大袋支店長、金融サービス部長、法人営業部長を歴任、2021年6月取締役に就任し、2022年6月より常務取締役を務め、銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
33,300株

候補者番号

4

いさ やま

砂山

なお ひさ

直久

(1964年10月12日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2017年4月 陽南支店長
2019年6月 当行取締役事務システム部長委嘱
2022年6月 当行取締役営業統括部長委嘱（現任）

取締役候補とした理由

1987年4月当行入行、烏山支店長、小金井支店長、矢板支店長、小山東支店長、陽南支店長を歴任、2019年6月取締役に就任し、事務システム部長、営業統括部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

5 なか だ ひろ ゆき
仲田 裕之 (1965年4月29日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2015年4月 法人営業部 企業支援室長
2018年6月 管理部長
2019年6月 当行取締役越谷支店長委嘱
2021年6月 当行取締役経営企画部長兼関連事業室長委嘱（現任）

■ 所有する当行の株式数
26,400株

取締役候補とした理由

1988年4月当行入行、東越谷支店長、宇都宮駅前支店長、法人営業部企業支援室長、管理部長を歴任、2019年6月取締役に就任し、越谷支店長、経営企画部長を務め、銀行業務に関する豊富な知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

6 おお はし しげ のぶ
大橋 重信 (1966年7月21日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年6月 野木支店長
2012年6月 テクノポリス支店長
2015年4月 鹿沼支店長
2018年6月 栃木支店長
2020年7月 執行役員栃木支店長
2021年6月 執行役員越谷支店長（現任）

■ 所有する当行の株式数
15,800株

取締役候補とした理由

1985年4月当行入行、野木支店長、テクノポリス支店長、鹿沼支店長、栃木支店長を歴任、2020年7月執行役員に就任し、2021年6月より執行役員越谷支店長を務めております。当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
10,600株

候補者番号

7 かめ おか 亀岡 あき こ 晶子 (1979年3月4日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年10月 東京弁護士会に弁護士登録
2006年10月 露木・赤澤法律事務所入所
2011年2月 露木・赤澤法律事務所退所
2011年2月 栃木県弁護士会に弁護士登録
2011年2月 弁護士法人ほたか総合法律事務所入所（現任）
2019年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補とした理由

法務に精通した弁護士として培われた豊富な経験、高い見識および幅広い知識により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、社外取締役として職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および経営監督機能の強化につながると判断し、社外取締役候補者としました。

亀岡晶子氏は、婚姻により氏名（旧姓 中西）変更しましたが、弁護士業務は旧姓で行っております。



■ 所有する当行の株式数
4,000株

候補者番号

8

せきね じゅん
関根 淳

(1953年6月21日生)

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 日本銀行入行
2001年5月 同行 松本支店長
2003年7月 同行 広島支店長
2006年1月 同行 総務人事局審議役
2007年3月 同行 調査統計局審議役
2008年5月 日本銀行退職
2008年5月 岡三証券株式会社入社
2008年6月 同社 取締役
2017年4月 株式会社岡三証券グループ 執行役員
2017年6月 岡三証券株式会社 常務執行役員
2018年3月 株式会社岡三証券グループ 執行役員 (退任)
2018年6月 岡三証券株式会社 常務執行役員 (退任)
2018年6月 株式会社SBJ銀行 社外取締役
2018年6月 平和不動産株式会社 社外監査役
2020年6月 株式会社SBJ銀行 社外取締役 (退任)
2021年6月 当行社外取締役 (現任)
2022年6月 平和不動産株式会社社外監査役 (退任)

社外取締役候補とした理由

日本銀行に勤務の後、岡三証券株式会社取締役、株式会社SBJ銀行社外取締役、平和不動産株式会社社外監査役を歴任し、この間に培った金融・経済界における会社経営の経験等、専門的な知見と豊富な経験を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場として公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役候補者となりました。



■ 所有する当行の株式数
8,000株

候補者番号

9 おお くに やす ひさ
大谷 恭久 (1958年2月27日生)

再 任

社 外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社日本交通公社（現株式会社JTB）入社
2002年2月 株式会社JTB海外自由旅行センター所長兼株式会社ABI代表取締役社長
2006年6月 株式会社JTBワールドパッケージング取締役営業企画部長
2011年6月 同社 常務取締役商品本部長
2012年4月 株式会社JTB 執行役員旅行事業本部長
2012年6月 同社 取締役旅行事業本部長
2014年4月 同社 取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
2014年6月 同社 常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長
2018年6月 同社 常務取締役グループカルチャー改革担当、CISO
2019年6月 同社 常務執行役員グループカルチャー改革担当、CISO
2020年4月 同社 常務執行役員
2020年6月 同社 常務執行役員（退任）
2021年6月 当行社外取締役（現任）

社外取締役候補とした理由

株式会社JTBの常務取締役兼株式会社JTB国内旅行企画代表取締役社長等を務めた経歴を持ち、グローバル企業の経営・営業企画、人事管理等幅広く実績を有しております。会社経営における深い知識、経験等に基づき、当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した客観的な立場として公正中立に取締役会の監督機能強化等に適切な役割を担い、経営に貢献することができる人物であると判断したことから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 亀岡晶子氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
関根淳氏、大谷恭久氏の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
4. 亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 当行は亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、亀岡晶子氏、関根淳氏、大谷恭久氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合は除く）。
各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役栗原弘一が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



■ 所有する当行の株式数
35,800株

いし わた のり お
石渡 教夫 (1963年3月30日生)

新任

略歴、地位および重要な兼職の状況

2007年6月 吉川支店長
2010年4月 幸手支店長
2012年10月 鹿沼支店長
2015年10月 事務システム部副部長
2018年6月 コンプライアンス統括部長
2020年7月 執行役員コンプライアンス統括部長
2020年10月 執行役員人事部長

監査役候補とした理由

1985年4月当行入行、吉川支店長、幸手支店長、鹿沼支店長、事務システム部副部長、コンプライアンス統括部長を歴任、2020年7月執行役員に就任し、2020年10月より執行役員人事部長を務めております。当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、公正中立の立場で、監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断し、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

当行は、取締役会の多様性を重視し、取締役会全体としての知識・経験・能力・専門分野のバランスを考慮しております。

取締役会は経営を適切に監督するため、社内においては、コーポレートガバナンス/経営戦略、営業、融資審査、市場運用、コンプライアンス/リスク管理、人事、システム/ITの各項目でスキルを有する取締役・監査役を選任しております。社外取締役・社外監査役については、地域金融機関として、経営/組織運営、法令/法務、金融、地方創生のスキルを期待して選任しております。なお、下記は取締役・監査役が有する全ての担当・経験・専門性を表すものではありません。

【社内取締役・社内監査役】

氏名	当行における地位	スキル項目						
		コーポレートガバナンス/経営戦略	営業	融資審査	市場運用	コンプライアンス/リスク管理	人事	システム/IT
黒本 淳之介	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	
猪俣 佳史	取締役副頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●		
橋本 佳明	専務取締役	●	●	●	●	●	●	
富川 善守	常務取締役		●	●			●	
砂山 直久	取締役		●	●				●
仲田 裕之	取締役	●	●	●	●			
荻原 孝志	取締役		●	●		●		
大橋 重信	取締役		●	●				
福田 稔	監査役		●	●				
石渡 教夫	監査役		●	●		●	●	●

【社外取締役・社外監査役】

氏名	当行における地位	独立	当行が期待するスキル項目			
			経営/組織運営	法令/法務	金融	地方創生
亀岡 晶子	社外取締役	○		●		
関根 淳	社外取締役	○	●		●	
大谷 恭久	社外取締役	○	●			●
荒川 政利	社外取締役	○	●			●
西江 章	社外監査役	○		●	●	
須賀 英之	社外監査役	○	●		●	●

スキル項目の定義

銀行経営上、特に重要な分野・項目	
コーポレートガバナンス/経営戦略	企業統治に関する経験・知識を有し、経営戦略における適正な判断ができる。
営業	営業に関する経験・知識を有し、営業戦略に関する適正な判断ができる。
融資審査	融資審査に関する経験・知識を有し、適正な与信判断ができる。
市場運用	市場運用に関する経験・知識を有し、適正な投資判断ができる。
コンプライアンス/リスク管理	コンプライアンス/リスク管理に関する経験・知識を有し、適正なリスクマネジメントができる。
人事	人事に関する知識・経験を有し、人事施策における適正な判断ができる。
システム/IT	IT、デジタルに関する経験・知識を有し、IT戦略に関する適正な判断ができる。

銀行経営を補完するために、より専門的な知識もしくは外部目線による客観的な助言・監督が必要な項目	
経営/組織運営	組織運営に関する知見を有し、組織運営における適正な助言・監督ができる。
法令/法務	企業法務に関する専門性を有し、業務執行における適法性を監督できる。
金融	金融に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。
地方創生	地方創生に関する知見を有し、業務執行における適正な助言・監督ができる。

第120期事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日まで

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染再拡大と縮小が繰り返される中、ワクチン接種等の効果や医療体制の充実による重症者、死者の減少傾向とともに、経済的な影響は縮小し、経済活動は回復局面に転じました。

しかしながら、同感染症の変異株による感染再拡大の懸念は残るほか、ウクライナ情勢の長期化による資源・エネルギー価格の高騰、加えて3月には欧米での金融不安が拡大する等、依然、経済情勢の先行きは不透明な状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても、同様の影響を受けており、地域経済の先行きについても依然不透明な状況となっております。

金融情勢につきましては、米国をはじめとする各国中央銀行により、インフレ抑制に向けた政策金利の段階的引上げが行われたことに加え、2022年12月、日本銀行による金融緩和の修正が示されたことを受け、長期金利（10年国債利回り）は0.5%台まで上昇しました。

また、為替相場では内外金利差の拡大から急激な円安が進行していましたが、この金融緩和の修正が示されたことを受け、円買いが進み、為替相場は落ち着きを取り戻しました。

その後、2023年3月には、米国のシリコンバレーバンクの経営破綻を契機に、欧米の金融不安が広がり、世界の株式市場をはじめ、日経平均株価も急落の影響を受けましたが、スイスの金融最大手UBSによるクレディ・スイスの買収が決定すると、株式相場は落ち着きを取り戻し、2023年3月末の日経平均株価の終値は28,041円となりました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2020年4月にスタートさせた「第十次中期経営計画」の最終年度となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により前期比410億円増加し3兆584億円となりました。貸出金の期末残高は、前期比765億円増加し2兆317億円となりました。有価証券の期末残高は、市場動向を注視し運用した結果、前期比136億円増加し6,206億円となりました。

経常収益につきましては、有価証券利息配当金の増加等により前期比40億36百万円増加の407億3百万円となりました。

経常費用につきましては、国債等債券売却損の増加等により前期比40億86百万円増加の363億41百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比49百万円減少の43億62百万円、当期純利益は前期比8億75百万円減少の22億23百万円となりました。

《対処すべき課題》

当行を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の充実やワクチン、治療薬等の効果により経済活動は再開しつつありますが、依然、海外情勢や資源・エネルギー価格の高騰等、経済先行きは不透明な状況が続いております。

また、少子高齢化の進展と金融デジタル化の進展をはじめとする外部環境の変化により、他金融機関との競争激化が予想される等、経営環境は大きく変化しております。

このような中、当行グループ全組織、全役職員の判断や行動における軸として、「パーパス」～困りごとを「ありがとう」に変えながら、笑顔と幸せを守りつづける～を制定するとともに、当行の10年後の目指す姿としての「長期ビジョン」～「リレーション」と「ソリューション」で地域の未来を共創する企業グループ～を指針として、2023年4月より第11次中期経営計画をスタートさせました。

同計画は、「収益力強化」、「体制強化」、「人的資本投資の強化」の3つの基本戦略をもとに、第10次中期経営計画において掲げた「課題解決に強い銀行への進化」を発展させ、「新たな価値提供の実現」を目指すものであります。

これにより当行は、お客様の安定した資産形成や、企業の持続的な事業価値の維持・向上に貢献するなど、お客様の人生や経営にとってなくてはならない存在を目指してまいります。

また当行は、SDGs・ESGと企業活動の整合性を高め、環境・地域社会・経済へのインパクトを考慮した経営を実践し、地域社会と当行グループの持続可能性を確保していくため、2021年12月に制定した「サステナビリティ方針」に基づき、持続的に地域社会の発展・成長と当行の企業価値向上を推進する取組みを行っています。

2023年3月には、当行が目指す「環境や社会課題を考慮した地域経済の好循環サイクル」に繋げる取組みとして、地域社会やお客様企業の脱炭素化を支援するため、再生可能エネルギー発電事業等を営む株式会社クリーンエナジー・ソリューションズを設立しました。

(サステナビリティ方針)

栃木銀行グループは、「経営理念」に基づく企業活動を通じて、環境や社会課題を考慮した地域経済の好循環サイクルを追求し、地域社会と全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行グループの持続的な企業価値の向上を実現します。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	2,712,273	2,925,905	3,017,387	3,058,485
定期性預金	1,023,012	995,338	964,974	913,263
その他	1,689,261	1,930,567	2,052,413	2,145,222
貸 出 金	1,948,753	1,962,995	1,955,198	2,031,741
個人向け	633,576	643,014	642,581	654,939
中小企業向け	827,054	864,737	842,019	862,228
その他	488,122	455,243	470,597	514,573
商品有価証券	133	67	15	7
有 価 証 券	530,223	581,248	606,964	620,626
国 債	93,527	104,800	167,386	192,205
その他	436,696	476,448	439,577	428,421
総 資 産	2,912,299	3,246,071	3,501,451	3,262,940
内国為替取扱高	6,834,540	6,681,633	6,806,167	6,970,355
外国為替取扱高	121 ^{百万ドル}	248 ^{百万ドル}	62 ^{百万ドル}	18 ^{百万ドル}
経 常 利 益	3,939	3,397	4,412	4,362
当 期 純 利 益	1,748	1,625	3,098	2,223
1株当たり当期純利益	16 ^円 75 ^銭	15 ^円 57 ^銭	29 ^円 67 ^銭	21 ^円 45 ^銭

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使 用 人 数	1,467人
平 均 年 齢	40年0月
平 均 勤 続 年 数	17年5月
平 均 給 与 月 額	372千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
栃木県	65	(6)
埼玉県	17	(1)
群馬県	2	(-)
東京都	1	(-)
茨城県	1	(-)
合計	86	(7)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を109ヵ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

- 注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- ・宇都宮東支店 Utsunomiya Terrace出張所 (栃木県宇都宮市)
2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
- ・鬼怒川支店 獨協医科大学日光医療センター出張所 (栃木県日光市)
3. 当年度において次の店舗外現金自動設備を共同化いたしました。
- ・陽南支店 緑町出張所他10ヵ所 (栃木県宇都宮市他)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,071
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
宇都宮東支店新築	231
合計	231

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等 の議決権比率	その他
株式会社とちぎん ビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の 原3333番地5	物品運送業務等	20 ^{百万円}	100%	
株式会社とちぎん 集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の 原3333番地6	営業店整理事務の集中管 理業務等	10	100	
株式会社とちぎん カード・サービス	宇都宮市江野町 1番12号	クレジットカード業務等	20	100	
株式会社とちぎん リーシング	宇都宮市松が峰1丁目 3番20号	リース業務・保証業務	30	49.66	
とちぎんTT証券 株式会社	宇都宮市池上町 4番4号	金融商品取引業	1,001	60	
株式会社クリーン エナジー・ソリュ ーションズ	宇都宮市松が峰1丁目 3番20号	再生可能エネルギー発電 事業及びその他管理・運 営販売等業務	50	85.01	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は45,222百万円（前連結会計年度比8.58%増）となりました。また、経常利益は5,062百万円（前連結会計年度比9.22%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,652百万円（前連結会計年度比26.90%減）となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施を行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込の実施を行っております。
7. ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。
8. イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実施を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(2022年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
黒本 淳之介	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・監査部・経営戦略室担当		
猪俣 佳史	取締役副頭取 (代表取締役)	リスク統括部・事業支援部・審査部・個人 ローン審査室・資産査定室・管理部担当		
橋本 佳明	専務取締役	経営企画部・コンプライアンス統括 部・人事部担当		
近藤 浩	常務取締役	総務部・資金運用部・事務システム 部担当		
富川 善守	常務取締役	営業統括部・個人ローン部・法人営 業部・金融サービス部担当		
砂山 直久	取締役 営業統括部長			
仲田 裕之	取締役 経営企画部長			
荻原 孝志	取締役 監査部長			
亀岡 晶子	取締役 (社外取締役)		弁護士	
関根 淳	取締役 (社外取締役)			
大谷 恭久	取締役 (社外取締役)			
荒川 政利	取締役 (社外取締役)			
栗原 弘一	常勤監査役			
福田 稔	常勤監査役			
西江 章	監査役 (社外監査役)		弁護士	
須賀 英之	監査役 (社外監査役)		学校法人 理事長	
(当年度中に退任した役員)				
植木 栄	取締役副頭取	2022年6月29日退任（任期満了）		
麻生 利正	取締役 (社外取締役)	2022年6月29日退任（任期満了）		
北山 公久	常勤監査役	2022年6月29日退任（任期満了）		

注1. 取締役 亀岡晶子、関根淳、大谷恭久及び荒川政利は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 西江章及び須賀英之は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 社外取締役である亀岡晶子、関根淳、大谷恭久、荒川政利並びに社外監査役である西江章、須賀英之の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

4. 当年度中に退任した役員 の 地位は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と持続的な企業価値及び企業価値の向上にむけ、貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとしております。取締役に対する報酬は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬（賞与）」、「業績連動型報酬（株式）」で構成されております。また、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し「基本報酬（固定）」のみを支払うこととしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安、および決定方針の決定方法は、職位の責務、他行の動向等を踏まえて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議において決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会で決議された限度額300百万円（年額）の範囲において、基本報酬（固定）は職位の責務に応じ、毎年の業績や財務状況等を総合的に勘案し決定、また「業績連動報酬（賞与）」については、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬にて決定しております。

第104期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また、「業績連動型株式報酬制度」による報酬額は、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会にて、取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイントを上限として決定しております。

第119期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、12名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	対象となる 役員の数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	14名 (5名)	145 (16)	141 (16)	4 (-)	- (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	38 (8)	38 (8)	-	-

注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。

- 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬制度を導入しており、業績連動報酬等の内訳は下記のとおりです。
 - ・役員賞与の額 4百万円
- 非金銭報酬等の内訳は下記のとおりです。
 - 該当ありません。
- 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与40百万円、賞与14百万円を支払っております。
- 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会にて、48百万円（年額）以内と決議頂いております。第90期定時株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④ 業績連動報酬等に関する事項

【業績連動報酬】

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いで算出された額を上限に職位の責務に応じて賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

【業績連動型株式報酬】

当行の取締役（社外取締役を除く）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、既存のストック・オプション制度に代えて、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）を導入しております。当該制度の内容は、「⑤非金銭報酬等の内容」に記載のとおりです。

⑤ 非金銭報酬等の内容

当行は、既存のストック・オプション制度に代えて、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を、2022年6月29日開催の第119期定時株主総会における承認を経て、当事業年度より導入しております。

（本制度の概要）

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

（信託金額）

2023年3月末日で終了する事業年度から5事業年度（以下、当該事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として500百万円を上限とした資金を本信託に拠出してあります。なお、本制度導入に伴い、取締役に付与済のストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することにより、本制度に移行することとしておりますので、当初対象期間に係る上記信託拠出額は、その点を勘案して算出してあります。

（本信託に残存する当行株式）

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、447百万円及び1,555千株であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
亀岡晶子	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
関根淳	同上
大谷恭久	同上
荒川政利	同上
西江章	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
須賀英之	同上

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社の取締役及び監査役、並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員	<p>当行は保険会社との間で、当行及び当行の子会社の取締役及び監査役並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p> <p>なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
須賀 英之	学校法人須賀学園 理事長	取引先（預金取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
亀岡 晶子	3年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験と専門的知見に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
関根 淳	1年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
大谷 恭久	1年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席しております。	会社経営・営業企画・地方創生における豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。また、部長を対象とした会議で講話を行いました。
荒川 政利	9ヵ月	当期開催の取締役会10回のうち全てに出席しております。	地方行政等に長年携わった豊富な知識と経験に基づき、取締役会において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
西江 章	6年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	金融行政・弁護士として培われた豊富な経験と専門的知見に基づき、中立公正な立場で、取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。
須賀 英之	2年9ヵ月	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席しております。	銀行業務・会社経営における豊富な知識と経験に基づき、中立公正な立場で取締役会等において的確な助言・提言を行っております。ガバナンス会議（指名・報酬諮問）においても適切な関与・助言を行っております。

(注) 社外役員は任意の委員会であるガバナンス会議にも参加しております。なお、会議の議長は社外役員が務めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6	24

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

10,806名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,958	10.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	6,188	5.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	5,983	5.66
栃木銀行行員持株会	4,727	4.49
植島 幹九郎	2,728	2.59
株式会社東和銀行	2,010	1.91
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,819	1.73
auカブコム証券株式会社	1,563	1.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,555	1.47
GOVERNMENT OF NORWAY	1,533	1.45

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (4,513千株) を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 上記の発行済株式より除く自己株式には、株式給付信託 (BBT) に基づき株式会社日本カストディ銀行が保有する当行株式 1,555千株は含まれておりません。

4. 2023年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、植島幹九郎氏が2023年3月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当行として2023年3月31日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は下記のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
植島 幹九郎	東京都渋谷区	5,475	5.00

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 津曲 秀一郎 指定有限責任社員 業務執行社員 野坂 京子	69	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は77百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・ 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
 - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2022年4月から2023年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。また、コンプライアンス委員会を当期11回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期はALM委員会を12回開催しました。

2017年6月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を27回開催しました。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を56回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。

ガバナンス会議においては当期6回開催し、社外取締役及び社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行いました。

また、サステナビリティ推進委員会を当期2回開催しました。これは当行のサステナビリティに係る課題への対応を経営の重要事項として取組むために、具体策を検討・策定するとともに実施状況の把握と効果検証を行い、経営理念とサステナビリティ方針を実現することを目的としています。

(5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的の子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに2019年1月より社外監査役2名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第120期末貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	570,410
現金	48,333
預け金	522,077
商品有価証券	1,339
商品国債	7
商品の国債	7
金銭の信託証券	703
有価証券	620,626
国債	192,205
地方債	71,419
社債	118,100
株の他の証券	14,430
その他の証券	224,471
貸出金	2,031,741
割引手形	4,738
手形貸付	75,996
証書貸付	1,833,093
当座貸越	117,913
外国為替	740
外国他店預け	740
その他の資産	13,641
未収収益	2,239
その他の資産	11,401
有形固定資産	19,221
建物	5,683
土地	12,053
リース資産	241
建設仮勘定	437
その他の有形固定資産	805
無形固定資産	576
ソフトウェア	430
リース資産	21
その他の無形固定資産	123
前払年金費用	3,340
繰延税金資産	10,117
支払引当金	2,291
貸倒引当金	△11,818
資産の部合計	3,262,940

科目	金額
(負債の部)	
預金	3,058,485
当座預金	70,062
普通預金	2,031,794
貯蓄預金	37,234
通知預金	313
定期預金	901,555
その他の預積金	9,951
その他の預金	7,573
譲渡性預金	985
借入金	38,600
外国為替	7
未払外国為替	7
その他の負債	13,050
未払法人税等	461
未払費用	628
前受収益	1,020
給付補填備金	0
金融派生商品	154
リース負債	272
その他の負債	10,511
賞与引当金	739
役員賞与引当金	17
退職給付引当金	41
役員株式給付引当金	130
睡眠預金払戻引当金	254
偶発損失引当金	258
再評価に係る繰延税金負債	871
支払承諾	2,291
負債の部合計	3,115,733
(純資産の部)	
資本剰余金	27,408
資本準備金	26,150
利益剰余金	26,150
利益剰余金	116,226
利益準備金	1,745
その他利益剰余金	114,481
別途積立金	106,987
繰越利益剰余金	7,494
自己株式	△2,324
株主資本合計	167,461
その他の有価証券評価差額金	△19,492
土地再評価差額金	△761
評価・換算差額等合計	△20,254
純資産の部合計	147,207
負債及び純資産の部合計	3,262,940

第120期損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	40,703
資金運用収益	29,175
貸出金利息	20,382
有価証券利息配当金	7,885
コールローン利息	37
預け金利息	867
その他の受入利息	1
役務取引等収益	8,339
受入為替手数料	1,424
その他の役務収益	6,915
その他業務収益	968
外国為替売買益	17
国債等債券売却益	627
国債等債券償還益	1
その他の業務収益	321
その他経常収益	2,220
償却債権取立益	220
株式等売却益	1,261
金銭の信託運用益	3
その他の経常収益	734
経常費用	36,341
資金調達費用	116
預金利息	116
譲渡性預金利息	0
借用金利息	0
役務取引等費用	3,912
支払為替手数料	145
その他の役務費用	3,766

科目	金額
その他業務費用	7,400
商品有価証券売却損	0
国債等債券売却損	6,985
国債等債券償却	32
金融派生商品費用	67
その他の業務費用	314
営業経費	21,059
その他経常費用	3,852
貸倒引当金繰入額	1,104
貸出金償却	1,330
株式等売却損	1,086
株式等償却	9
その他の経常費用	320
経常利益	4,362
特別利益	98
新株予約権戻入益	98
特別損失	982
固定資産処分損	20
減損損失	831
役員株式給付引当金繰入	130
税引前当期純利益	3,478
法人税、住民税及び事業税	775
法人税等調整額	478
法人税等合計	1,254
当期純利益	2,223

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	572,443
コールローン及び買入手形	1,339
商品有価証券	7
金銭の信託	703
有価証券	617,844
貸出金	2,032,386
外国為替	740
その他資産	29,357
有形固定資産	19,660
建物	5,765
土地	12,105
建設仮勘定	437
その他の有形固定資産	1,351
無形固定資産	694
ソフトウェア	543
その他の無形固定資産	150
退職給付に係る資産	4,005
繰延税金資産	9,964
支払承諾見返	2,291
貸倒引当金	△12,284
資産の部合計	3,279,153

科目	金額
(負債の部)	
預金	3,056,435
譲渡性預金	985
借入金	41,748
外国為替	7
その他負債	20,126
賞与引当金	845
役員賞与引当金	26
退職給付に係る負債	277
役員退職慰労引当金	6
役員株式給付引当金	130
睡眠預金払戻損失引当金	254
偶発損失引当金	258
特別法上の引当金	8
再評価に係る繰延税金負債	871
支払承諾	2,291
負債の部合計	3,124,274
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	30,036
利益剰余金	118,085
自己株式	△2,324
株主資本合計	173,205
その他有価証券評価差額金	△19,493
土地再評価差額金	△761
退職給付に係る調整累計額	462
その他の包括利益累計額合計	△19,792
非支配株主持分	1,465
純資産の部合計	154,878
負債及び純資産の部合計	3,279,153

連結損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	45,222
資金運用収益	29,156
貸出金利息	20,387
有価証券利息配当金	7,862
コールローン利息及び買入手形利息	37
預け金利息	867
その他の受入利息	1
役務取引等収益	9,308
その他業務収益	1,795
その他経常収益	4,961
償却債権取立益	220
その他の経常収益	4,740
経常費用	40,160
資金調達費用	148
預金利息	116
譲渡性預金利息	0
借用金利息	31
その他の支払利息	0
役務取引等費用	3,666
その他業務費用	7,400
営業経費	23,168
その他経常費用	5,775
貸倒引当金繰入額	1,002
その他の経常費用	4,772
経常利益	5,062
特別利益	107
固定資産処分益	8
新株予約権戻入益	98

科目	金額
特別損失	993
固定資産処分損	30
減損損失	831
役員株式給付引当金繰入額	130
税金等調整前当期純利益	4,176
法人税、住民税及び事業税	917
法人税等調整額	505
法人税等合計	1,422
当期純利益	2,753
非支配株主に帰属する当期純利益	100
親会社株主に帰属する当期純利益	2,652

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株 式 会 社 栃 木 銀 行 監査役会

常勤監査役 栗 原 弘 一 ㊟

常勤監査役 福 田 稔 ㊟

社外監査役 西 江 章 ㊟

社外監査役 須 賀 英 之 ㊟

(注) 監査役西江章、須賀英之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

【定時株主総会会場ご案内図】



会場 宇都宮市文化会館 小ホール

栃木県宇都宮市明保野町7-66

駐車スペースもございますので、お車での来場もできます。

最寄駅

①東武宇都宮線「南宇都宮」駅

■徒歩約10分

②東武宇都宮線「東武宇都宮」駅

■タクシー：約10分

■バス：約15分

関東バス「六道・鶴田駅」「六道・西川田東」「陽西通り・鶴田駅」行き
「文化会館前」バス停下車

③JR「宇都宮」駅（西口より）

■タクシー：約15分

■バス：約20分

関東バス「六道・鶴田駅」「六道・西川田東」「陽西通り・鶴田駅」行き
「文化会館前」バス停下車